大阪府立北大阪高等職業技術専門校自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立北大阪高等職業技術専門校が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に応募する方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

１　公募物件

物件番号	所　在　地	設置場所	種類	設置面積	台数	最低使用料（年 額）	位置
１	枚方市津田山手２丁目１１番４０号	北大阪高等職業技術専門校　南棟１階	飲料水（缶・ペットボトル等）	0.5㎡以上 １㎡未満 (幅1.05m以内)	１台	38,060円 (税抜　34,600円)	別図のとおり
２	枚方市津田山手２丁目１１番４０号	北大阪高等職業技術専門校　南棟２階	飲料水（缶・ペットボトル等）	0.5㎡以上 １㎡未満 (幅1.05m以内)	１台		別図のとおり

※物件１～２の一括応募となります。（物件ごとの応募はできません）

２　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1)　次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

①　成年被後見人

②　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

④　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑤　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑥　破産者で復権を得ない者

(2)　次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。

①　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者

⑥　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

⑦　民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑧　公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

(3)　事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(6)　府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

３　公募条件等

自動販売機２ヶ所２台を一括して公募します。

(1)　使用料等

①　使用許可の期間

使用許可の期間は令和４年４月１日から令和５年３月３１日とします。令和５年４月１日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として１年毎に申請を行うことにより、最長令和９年３月３１日までの間、使用許可を受けることが出来ます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

また、許可期限の３ヶ月前までに、継続申請するか否かの意思表示をすることとし、設置事業者の都合でやむを得ず、許可期間の途中で使用を止める場合も同様にその３ヶ月前までにその旨の意思表示をしてください。

②　使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をもって年額使用料とします。１０円未満の端数があったときは、その端数を切捨します。

使用料は年度ごとにする納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

③　その他必要経費等

自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

また、使用量の計測のため、自動販売機に設置事業者の負担で**電気量計測子メーターをコンセントから自動販売機の間**に設置してください。

電気料金は、子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込み額）を乗じて積算した額とします。

※　電気料金単価（消費税及び地方消費税を含む）
　　＝校全体の使用電力料金÷校全体の使用電力量

③　設置方法等

・自動販売機は、設置位置図に示した場所に設置できるものとしてください。

・日本工業規格自動販売機据付基準（ＪＩＳ　Ｂ8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準」に従って、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。

・物件番号１及び２の設置場所は、一部外壁を後退させて、スペース（幅 2,180mm 奥行き 550mm）を設けていますので、ご留意ください。

・電気量計測子メーターの設置については、既設の壁に設置している専用コンセントより行うこと。

・なお、コンセントについては、接地極付きとします。制御盤内で接地極と接続してください、設置費用は設置者の負担とします。

④　物件番号１及び２の飲料水の自動販売機については、ユニバーサルデザイン（障がい者利用用）の自動販売機としてください。

⑤　学校施設内であることを考慮し、音声が出ない機種としてください。

(2)　使用上の制限

次のことを遵守してください。

①　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

②　使用期間中に２－（３）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

③　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④　販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府（大阪府立北大阪高等職業技術専門校）の指示に従うこと。

⑤　販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。また、酒類の販売は行わないこと。

⑥　標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑦　ペットボトル飲料の選択ボタン数または商品種類（同一商品を 1 種類とする）の割合を、全体の 1/3 以下とすること。

※おおさかプラスチックごみセロ宣言をうけて、環境面に配慮した仕様とします。

(3)　維持管理責任

次のことを遵守してください。

①　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを府に提出しなければなりません。

② 自動販売機に併設して、販売する飲料及び軽食の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府（大阪府立北大阪高等職業技術専門校）に請求することができません。

4 参考データ

(1) 自動販売機の売上等の状況

物件番号	設置場所	売上金額	光熱費
1	南棟１階	約４５,５１９円	約１,５２３円
2	南棟２階	約２７,３１５円	約１,５１７円

※月額平均

※令和元年４月～令和３年９月

(2) 職員数 ５０人（平令和３年４月現在・非常勤職員含む）

(3) 生徒数 ８７人（令和３年度１０月現在）

5 現地確認

現地確認を希望される場合は、令和３年１１月１９日（金）１５時００分に現場確認会を行いますので、大阪府立北大阪高等職業技術専門校 総務課（担当 阪本・田中）

（電話０７２－８０８－２１５１）あて、令和３年１１月１７日（水）までに事前連絡の上、ご参加ください。

6 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 （公告日）令和３年１１月１０日（水）～ 令和３年１１月２６日（金）必着

送り先 〒５７３－０１２８

枚方市津田山手２丁目１１番４０号

大阪府立北大阪高等職業技術専門校 総務課 宛

持参する場合

申込受付期間 （公告日）令和３年１１月１０日（水）～ 令和３年１１月２６日（金）

【午前９時～正午、午後１時３０分～午後５時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 枚方市津田山手２丁目１１番４０号

大阪府立北大阪高等職業技術専門校 総務課

(3)　必要な書類（各１部）

①　応募申込書(大阪府所定様式)

②　誓約書　１ (大阪府所定様式)

③　誓約書　２（大阪府所定様式）

④　販売品目（大阪府所定様式）

⑤　２－(3)にかかる許認可等の免許証の写し

(4)　その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

7　設置事業者の決定

(1)　提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2)　物件毎に大阪府が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の応募価格で申し込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が２者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。販売品目の売値（値下げ）は、審査の対象としません。

(3)　設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和３年１２月８日(水)の予定です。設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

8　使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和４年２月４日(金)午前中までに、次の行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「２　応募資格要件」（７）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から３か月以内のものに限る。）を提出してください。

≪行政財産使用許可申請提出書類≫　提出部数は各１通

①　行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）

②　設置場所の図面

③　設置する自動販売機のカタログ（寸法・消費電力のわかるもの）

④　証明書類（発行日から３か月以内のもの）

<法人の場合>…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書）、役員名簿（氏名及びその読み仮名、生年月日が分かるもの）
印鑑証明書
委任状

<個人の場合>…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

⑤　自動販売機の管理関係証明書（大阪府指定様式）

⑥　自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

９　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

①　正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

②　設置事業者が応募者の資格を失った場合。

１０　個人情報の収集及び提供

設置事業者に決定した者が大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第２４条第２項の規定に基づき、設置事業者に決定した者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。

１１　その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府立北大阪高等職業技術専門校　総務課（担当　阪本・田中）

枚方市津田山手２丁目１１番４０号

電話０７２－８０８－２１５１

応　募　申　込　書

令和　　年　　月　　日

大阪府立北大阪高等職業技術専門校長　様

住　　所（〒　　－　　）
（所在地）
氏　　名
法 人 名
代表者名
（事務担当者）
所属部署
氏　　名
電　　話

自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

１　設置希望場所及び提案使用料

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	設置面積	台数	応募価格（提案使用料）(年額・税抜・円)
１・２	枚方市津田山手 2 丁目 11 番 40 号	別図	㎡	２台	００

※　１．応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
　　２．応募価格は、年額（税抜き額）とし、百円単位で記入してください。
　　なお、応募価格（税抜き額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をもって年額使用料とします。１０円未満の端数があったときは、その端数を切捨します。
　　３．金額はアラビア数字で記入してください。
　　４．初めの数字の頭に￥をいれてください。

２　添付書類

①　誓約書１（大阪府所定様式）
②　誓約書２（大阪府所定様式）
③　販売品目（大阪府所定様式）
④　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

誓　約　書　1

私は、貴校が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

1　応募申込書の提出に際し、大阪府立北大阪高等職業技術専門校自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。

2　大阪府立北大阪高等職業技術専門校自動販売機設置事業者募集要項の「2　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

3　設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）法人・個人の区分を掲載することに同意します。

令和　　年　　月　　日

大阪府立北大阪高等職業技術専門校長　様

住　　所
(所在地)
氏　　名
法 人 名
代表者名

誓 約 書 2

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください。

1　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3　私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77 号)第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事　様

年　　月　　日

<u>応募者</u>

住　　所

（所在地）

氏（フリ）　名（ガナ）

（法人名）

（代表者名）

生年月日

販　売　品　目
（飲料用）

メーカー名	商 品 名	規 格 （内容量）	容器の 種類	標準価格 円	売 値 円	備 考

（注）１．この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、標準価格（税込）、売値（税込）を記載する。
２．容器の種類欄には、「缶・ペットボトル等」を記載する。
３．応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。

自動販売機の管理関係証明書

令和　　年　　月　　日

大阪府立北大阪高等職業技術専門校長　様

住　　所（所在地）（〒　　－　　）

氏　　名
法 人 名
代表者名
（事務担当者）
所属部署
氏　　名
電　　話

大阪府立北大阪高等職業技術専門校に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物件番号		設置場所	

【個別業務の実施企業名】

業 務 区 分	企業名／担当所属	連絡先（電話番号）
自 販 機 の 所 有 権 者		
設 置 管 理 責 任		
故 障 時 の 対 応		
商 品 の 補 充		
売 上 代 金 の 回 収		
その他 （　　）		
その他 （　　）		

※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。